

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選挙告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の期日
右選挙における選挙長等
右選挙に用いる投票用紙等
選挙会の場所等
- ◇選挙長告示 選挙立会人のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定に基き、鳥取海区漁業調整委員会の委員の一般選挙を昭和三十一年八月十日に執行する。
なお、選挙すべき委員の数は七人である。

昭和三十一年七月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和三十一年八月十日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

昭和三十一年七月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

職名	住	所	氏名
選挙長	鳥取市賀露町千五百九番地	浜口虎太郎	
職務代理者	境港市明治町十一番地	中村実三	
選挙長の職務場所	鳥取市東町九十九番地	鳥取県選挙管理委員会事務局	

昭和三十一年八月八日午後一時

鳥取県選挙管理委員会事務局